

「住宅宿泊事業（民泊）」を行おうとしている方へ

住宅宿泊事業法に基づき、住宅（戸建て住宅、共同住宅等）の全部又は一部を宿泊場所として提供する「住宅宿泊事業」を行う方は、個人であっても住宅宿泊施設を営業する事業者としての義務が課せられます。

ここでは、横浜市内で住宅宿泊事業を行うにあたり、確認事項や必要な手続等について説明しています。

**法律・制度等一般的な
お問合せ先**

民泊制度コールセンター

電話番号 0570-041-389

**市への届出に関する
お問合せ先**

医療局生活衛生課

電話番号 045-671-2447 FAX番号 045-641-6074

1 住宅宿泊事業の届出前に確認・実施していただくこと

(1) 対象となる「住宅」であることの確認

住宅宿泊事業を実施することができる「住宅」は、設備要件と居住要件を満たしていることが必要です。

■設備要件

届出を行う住宅（以下、「届出住宅」という。）には、次の4つの設備が設けられている必要があります。

- ①台所
- ②浴室
- ③便所
- ④洗面設備

◇設置場所

必ずしも1棟の建物内に設けられている必要はありません。同一の敷地内の建物について一体的に使用する権限があり、各建物に設けられた設備がそれぞれ使用可能な状態であれば、これら複数棟の建物を一の「住宅」として届け出ることが可能です。

◇公衆浴場等による代替の可否

これらの設備は、届出住宅に設けられている必要があり、届出の対象に含まれていない近隣の公衆浴場等を浴室等として代替することはできません。

◇設備の機能

これらの設備は、必ずしも独立しているものである必要はなく、一つの設備に複数の機能があるユニットバス等も認められます。また、これらの設備は、一般的に求められる機能を有していれば足ります。例えば、浴室については、浴槽がなくてもシャワーがあれば足り、便所については和式・洋式は問いません。

■居住要件

届出住宅は、次のいずれかに該当する家屋である必要があります。

- ① 現に人の生活の本拠として使用されている家屋
- ② 入居者の募集が行われている家屋
- ③ 隨時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋

◇「現に人の生活の本拠として使用されている家屋」の考え方

「現に人の生活の本拠として使用されている家屋」とは、現に特定の者の生活が継続して営まれている家屋です。「生活が継続して営まれている」とは、短期的に当該家屋を使用する場合は該当しません。

◇「入居者の募集が行われている家屋」の考え方

「入居者の募集が行われている家屋」とは、住宅宿泊事業を行っている間、分譲（売却）又は賃貸の形態で、居住用住宅として入居者の募集が行われている家屋です。

ただし、広告において故意に不利な取引条件を事実に反して記載している等、入居者募集の意図がないことが明らかである場合は、「入居者の募集が行われている家屋」とは認められません。

◇「随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋」の考え方

「随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋」とは、生活の本拠としては使用されていないものの、その所有者等により随時居住利用されている家屋です。当該家屋は、既存の家屋において、その所有者等が使用の権限を有しており、少なくとも年1回以上は使用している家屋であり、居住といえる使用履歴が一切ない住宅宿泊事業専用の新築投資用マンションは、これには該当しません。

(随時居住の用に供されている家屋の具体例)

- ・別荘等季節に応じて年数回程度利用している家屋
- ・休日のみ生活しているセカンドハウス
- ・転勤により一時的に生活の本拠を移しているものの、将来的に再度居住するために所有している空き家
- ・相続により所有しているが、現在は常時居住しておらず、将来的に居住することを予定している空き家
- ・生活の本拠ではないが、別宅として使用している古民家

■その他の留意事項

一般的に、社宅、寮、保養所と称される家屋についても、その使用実態に応じて「住宅」の定義に該当するかを判断します。

「住宅」とは、1棟の建物である必要はなく、建物の一部分のみを住宅宿泊事業の用に供する場合には、当該部分が法第2条第1項に規定する「住宅」の要件を満たしている限りにおいて、当該部分を「住宅」として届け出ることができます。

本法において、住宅宿泊事業に係る住宅については、人の居住の用に供されていると認められるものとしており、住宅宿泊事業として人を宿泊させている期間以外の期間において他の事業の用に供されているもの（レンタルスペースとしての貸し出し、事業所としての利用等）は、こうした法律の趣旨と整合しないため、国・厚規則第2条柱書において本法における住宅の対象から除外しています。

（参考）国・厚規則第2条柱書

人の居住の用に供されると認められる家屋として、国土交通省令・厚生労働省令で定めるものは、（中略）、事業（人を宿泊させるもの又は人を入居させるものを除く。）の用に供されていないものとする。

（2）住宅に人を宿泊させることができることの確認

住宅宿泊事業の届出を行うと、年間^{*}180日を超えない範囲で住宅に人を宿泊させることができます（※毎年4月1日正午から翌年4月1日正午までの期間）。ただし、区域によって、条例で事業実施の期間を制限しているため、「1(5) 条例に基づく制限の確認」の内容を必ず確認してください。

また、住宅宿泊事業の宿泊日数の合計は届出住宅ごとに算定され、事業者の変更等があったとしても、宿泊日数は引き継いで通算されます。事業を行う場合は、届出に先立って、当該住宅における宿泊実績について確認を行ってください。

(3) 消防法令等の確認

届出住宅の形態によっては、消防法令上、旅館・ホテルとして扱う場合があるため、新たに自動火災報知設備などの消防用設備等の設置等が必要となることがあります。

次の事項を確認の上、お問合せください。

■消防法令上の取扱い

	家主居住型	家主不在型
宿泊室の面積が 50 m ² 以下	住宅	
上記以外		旅館・ホテル

<旅館・ホテルとして扱う場合>

- 必要となる消防用設備等の例：自動火災報知設備等
- 必要となる火災予防上の措置の例：避難経路図の掲出（横浜市火災予防条例第64条）
- 必要となる届出等の例：消防法令適合通知書の交付申請
 防火対象物の使用開始の届出等（横浜市火災予防条例第73条）
 消防用設備等の設置の届出（消防法第17条の3の2）

※消防への事前相談や届出の際には、宿泊室の面積等が確認できる住宅の図面等が必要となります。

※医療局生活衛生課への届出の際には、「消防法令適合通知書」又は「住宅宿泊事業の届出に伴う確認書」の写しを併せて提出してください。

お問合せ先

住宅宿泊事業を行う施設が所在する区の消防署 総務・予防課 予防係

区	電話番号 FAX 番号	区	電話番号 FAX 番号	区	電話番号 FAX 番号
鶴見	045-503-0119	神奈川	045-316-0119	西	045-313-0119
中	045-251-0119	南	045-253-0119	港南	045-844-0119
保土ヶ谷	045-342-0119	旭	045-951-0119	磯子	045-753-0119
金沢	045-781-0119	港北	045-546-0119	緑	045-932-0119
青葉	045-974-0119	都筑	045-945-0119	戸塚	045-881-0119
栄	045-892-0119	泉	045-801-0119	瀬谷	045-362-0119

(4) 宿泊者の安全確保の確認

届出の際は、法第6条に基づいて届出住宅に宿泊者の安全の確保がなされているかチェックリストを使用してご確認ください。

チェックリストの概要及び記入例を確認いただき、様式①を届出時に添付してください。事業の実施内容によっては、様式②及び様式②に示した事項が明示されている追加図面を同時に添付いただく場合があります。

概要	チェックリストの概要
様式	① <u>住宅宿泊事業法第6条に関するチェックリスト</u>
	② <u>追加図面及び明示すべき事項</u>
記入例	概要・様式・提出する図面の例

お問合せ先

医療局生活衛生課
電話番号 045-671-2447 FAX番号 045-641-6074
建築局建築指導課指導担当
電話番号 045-671-4531 FAX番号 045-681-2437

(5) 条例に基づく制限の確認

横浜市では、住宅宿泊事業法第18条の規定に基づき、生活環境の悪化を防止することを目的として、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限しています。

参照：横浜市住宅宿泊事業の実施に関する条例



- 「第一種低層住居専用地域」及び「第二種低層住居専用地域」においては、月曜日の正午から金曜日の正午（休日及びその前日、1月2日並びに同月3日正午からこれらの翌日の正午までは除く）までは、住宅宿泊事業を行うことが出来ません。

横浜市内で住宅宿泊事業を行う場合は、その住宅の所在地の用途地域を、横浜市行政地図情報提供システム「i-マッピー」で必ず確認してください。



お問合せ先

にぎわいスポーツ文化局観光MICE振興課
電話番号 045-671-4248 FAX番号 045-663-6540

(6) マンション管理規約等の確認

分譲マンションにおいて住宅宿泊事業を行うことができるのは、管理組合が住宅宿泊事業を禁止していない場合となります。

管理組合が禁止をしていないかを確認するためには、「管理規約に事業を営むことを禁止する旨の定めがないこと」を確認してください。

管理規約に事業を営むことについての定めがない場合には、届出時点で管理組合が住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを次のいずれかの方法で確認してください。

- ①管理組合に事前に事業の実施を報告し、届出時点で住宅宿泊事業を禁止する方針が総会や理事会で決議されていない旨を確認したことを誓約する書類による証明
(様式C・ガイドライン関係)
 - ②住宅宿泊事業法成立（平成29年6月9日）以降の総会及び理事会の議事録、その他の管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類による証明
- 事業実施後にトラブルとなることを避けるため、事前に必ず管理組合と相談してください。

お問合せ先

建築局住宅再生課

電話番号 045-671-2954 FAX番号 045-641-2756

(7) 周辺住民等への事前周知

届出に先立って、届出住宅の周辺住民に対して、書面等（チラシ等）により事前周知を行ってください。また事業開始時にも、事前周知を行った周辺住民等に対し書面等により周知してください。

お問合せ先

医療局生活衛生課

電話番号 045-671-2447 FAX番号 045-641-6074

(8) 地区計画・建築協定等の確認

住宅宿泊事業を開始する建物や土地に、建築協定、地区計画、地域まちづくりルール、街づくり協議地区等（以下、「建築協定等」という。）、土地利用（建物の用途等）に係る制限がある場合があります。事業を開始する建物が建築協定等の区域※に該当する場合は、制限内容にかかわらずお問合せ先又は窓口まで連絡してください。



※建築協定等の区域は、[横浜市行政地図情報提供システム「i-マッピング」](#)

で確認するか、お問合せ先又は窓口まで連絡の上、確認してください。

◇[横浜市行政地図情報提供システム「i-マッピング」での確認方法](#)

お問合せ先

**住宅宿泊事業を行う施設が所在する区の区政推進課
まちのルールづくり相談コーナー**



【区の窓口】

各区役所区政推進課 まちのルールづくり相談コーナー					
区	電話番号 FAX 番号	区	電話番号 FAX 番号	区	電話番号 FAX 番号
鶴見	045-510-1676 045-504-7102	神奈川	045-411-7028 045-314-8890	西	045-320-8329 045-314-8894
中	045-224-8129 045-224-8214	南	045-341-1232 045-341-1240	港南	045-847-8319 045-841-7030
保土ヶ谷	045-334-6374 045-333-7945	旭	045-954-6026 045-951-3401	磯子	045-750-2332 045-750-2533
金沢	045-788-7729 045-786-4887	港北	045-540-2229 045-540-2209	緑	045-930-2217 045-930-2209
青葉	045-978-2217 045-978-2410	都筑	045-948-2227 045-948-2399	戸塚	045-866-8326 045-862-3054
栄	045-894-8331 045-894-9127	泉	045-800-2332 045-800-2505	瀬谷	045-367-5631 045-365-1170

【都市整備局の窓口】

地区	担当部署	都市整備局まちのルールづくり相談センター	
		電話番号	FAX 番号
都心部	関内、山手等 関外、野毛等	都心再生課	045-671-2673(関内) 045-671-4247(関外) 045-664-3551(FAX)
	新横浜都心		045-671-3858 045-664-3551(FAX)
	横浜駅周辺		045-671-2693 045-664-3551(FAX)
	ヨコハマポートサイド地区、東神奈川臨海部等		045-671-3857 045-651-3164(FAX)
	みなとみらい 21 地区		045-671-3516 045-651-3164(FAX)
都心部以外	青葉区	青葉区区政推進課	045-978-2217 045-978-2410(FAX)
	上記以外の地区	地域まちづくり課	045-671-2667 045-663-8641(FAX)

(9) 住宅宿泊管理業者への委託

届出住宅の居室の数が5を超えるときや、届出住宅に人を宿泊させる間不在となるとき（国土交通省令・厚生労働省令で除外されているものを除く）は、届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を一つの住宅宿泊管理業者へ委託しなければなりません。

※届出者が法人の場合、必ず委託が必要です

お問合せ先

民泊制度コールセンター

電話番号 0570-041-389

(10) 水道の使用に関する確認

住宅宿泊事業を開始するにあたり、水道の使用を開始する場合やその他の問い合わせは、横浜市水道局お客さまサービスセンターへご連絡ください。

お問合せ先

横浜市水道局お客さまサービスセンター

電話番号 045-847-6262 FAX番号 045-848-4281

(11) 飲食物の提供に関する確認

届出住宅で宿泊者に飲食物を提供する場合は、食品衛生法に基づく営業許可や届出が必要となる場合があります。許可を受けずに営業を行うと、無許可営業となり処罰の対象となることがありますので、必ず事前に、営業が可能な用途地域であることを確認の上、届出住宅が所在する区の福祉保健センター生活衛生課にご相談ください。



◇参考：食品営業許可の申請手続について

お問合せ先

住宅宿泊事業を行う施設が所在する区の
福祉保健センター生活衛生課食品衛生係（担当）

区	電話番号 FAX番号	区	電話番号 FAX番号	区	電話番号 FAX番号
鶴見	045-510-1842 045-510-1718	神奈川	045-411-7141 045-411-7039	西	045-320-8442 045-320-2907
中	045-224-8337 045-681-9323	南	045-341-1191 045-341-1189	港南	045-847-8444 045-846-5981
保土ヶ谷	045-334-6361 045-333-6309	旭	045-954-6166 045-952-1504	磯子	045-750-2451 045-750-2548
金沢	045-788-7871 045-784-4600	港北	045-540-2370 045-540-2342	緑	045-930-2365 045-930-2367
青葉	045-978-2463 045-978-2423	都筑	045-948-2356 045-948-2388	戸塚	045-866-8474 045-866-2513
栄	045-894-6967 045-895-1759	泉	045-800-2451 045-800-2516	瀬谷	045-367-5751 045-367-2843

2 住宅宿泊事業を行うために必要なこと

(1) 届出

横浜市内で住宅宿泊事業を実施する場合には、届出住宅ごとに、あらかじめ、横浜市長に対して届出をしなければなりません。

この届出を行う場合には「個人情報等の取扱いについて」を必ず確認してください。



【届出にあたり提出が必要な書類について】

① 住宅宿泊事業届出書

住宅宿泊事業届出書に必要事項を記載し、提出してください。届出書は、原則として、民泊制度運営システムを使用して作成してください。

※民泊制度運営システムは、民泊制度ポータルサイトから利用者登録及びログインしてからご利用ください。

◇民泊制度ポータルサイト（民泊制度運営システムの利用方法）

システムの利用方法は、リンク先の「住宅宿泊事業者向け操作手順書」をご覧ください。



② 添付書類

届出書に加えて、事業の実施方法等に応じた種類の添付書類を提出してください。添付書類の詳細については、民泊制度ポータルサイトを確認してください。

◇民泊制度ポータルサイト（届出の際の添付書類）



また、次の書類も同時に提出してください。

- 1(3)で確認した消防法令適合通知書や消防への届出書等の写し
- 1(4)で確認した様式①、様式②及び様式②に示した事項が明示されている追加図面

【届出（書類提出）の方法について】

届出方法は、民泊制度運営システムを介した電子媒体での届出及び紙媒体での届出（窓口提出、郵送等）の2種類があります。

届出を行う際は、あらかじめ、医療局生活衛生課にご連絡ください。

届出窓口	<p>医療局生活衛生課</p> <p>住所 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎21階</p> <p>電話番号 045-671-2447</p> <p>FAX番号 045-641-6074</p> <p>メールアドレス ir-seikatsueisei@city.yokohama.lg.jp</p> <p>※窓口受付時間 8:45～17:15</p>
------	--

(2) 宿泊者の衛生の確保

居室の床面積は宿泊者（乳幼児含む）一人あたり内寸で3.3m²以上確保してください。宿泊以外の用途で利用させることはできません。宿泊者名簿に記載した者以外の者に、宿泊をさせることもできません。

また、清掃、換気を十分に行い、寝具のシーツ、カバー等直接人に触れるものについては、宿泊者が入れ替わるごとに洗濯したものと取り替え、くし、コップ等の貸与品を備え付ける場合は清潔なものを備えてください。

(3) 宿泊者名簿の備付け等

宿泊者名簿は宿泊者全員について作成し、個人情報等の取扱いを踏まえて、作成の日から3年間適切に保存し、保存期間終了後の名簿の廃棄等の方法も十分に留意してください。

宿泊者の本人確認を行う際は対面又は対面と同等の手段を用いて行ってください。

※対面と同等の手段とは、宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認でき、かつ当該画像が住宅宿泊事業者や住宅宿泊管理業者の営業所等、届出住宅内又は届出住宅の近傍から発信されていることが確認できるICTを活用した方法等です。ICT設備は、事業者側でも用意しておく必要があります。

[宿泊者名簿の記載事項：宿泊者の氏名、住所、職業及び宿泊日、連絡先、
外国人旅客の場合は国籍及び旅券番号 ※旅券の写しも保管]

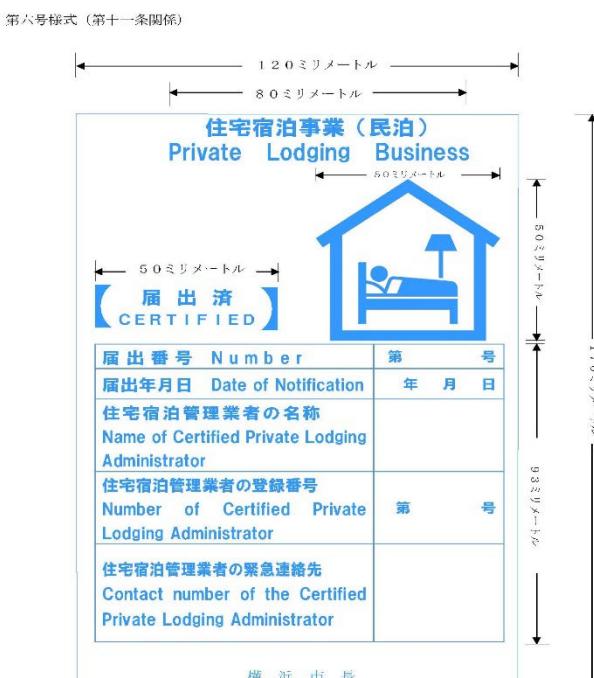
(4) 標識の掲示

届出住宅の門扉、玄関等の概ね地上1.2m以上1.8m以下の高さで公衆が認識しやすい位置に標識を掲示しなければなりません。

2 (1) ~ (4) の
上記お問合せ先

医療局生活衛生課
電話番号 045-671-2447 FAX番号 045-641-6074

様式例（第六号様式（第十一条関係）家主不在型等の場合）



注① 地の色は白色とし、標章は青色とすること。
② 「○○県知事」には、届出を受理した都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長の名前を記載すること。

(5) 多言語情報の提供

住宅宿泊事業者は、外国人観光宿泊者に対し、外国語を用いた案内や移動のための交通手段等の情報提供、快適性及び利便性の確保を図るために必要な措置を講じなければなりません。

必要事項が外国語を用いて記載された書面を居室に備え付ける、タブレット端末で表示する等、宿泊者が住宅に宿泊している間に必要に応じて見ることができ、特に、災害時の緊急連絡先は、緊急時に速やかに確認できるものを備え付けてください。

【案内又は提供する情報】

■届出住宅の設備の使用方法に関する案内

(電気、ガス、水道の開栓方法や、洗濯機、食器洗浄機、エアコン等の利用方法など)

■移動のための手段に関する情報提供

(コンビニ等の利便施設や最寄り駅までの経路や時刻表、タクシー会社電話番号など)

■火災、地震その他の災害が発生した場合における通報連絡先【以下、参考様式あり】

(どのような事態で、どこに通報をするべきか確認できるように表示)

参 考

■EMERGENCY NUMBER

POLICE	110
FIRE / AMBULANCE	119
OWNERS	045-000-0000
TAXI	045-000-0000
OOOO	045-000-0000
YOKO Information Corner Mon to Fri(10:00~11:30/12:30~16:30) 4th.Sta.(10:00~12:30)	045-222-1209

■Call the police/a fire truck/an ambulance**■Call the police**

If you sense danger, please go to a nearby KOBAN immediately.

Or you can dial “**110**”.

You should contact the police to report theft, accident, etc.

Dialing 110 is free Open 24 hours Open throughout the year

■Call an ambulance /a fire truck

If you require an ambulance due to an accident or sudden illness, please dial “**119**”.

Also dial “**119**” in case of fire. A fire truck will come.

Dialing 119 is free Open 24 hours Open throughout the year

<http://www.yokohamajapan.com/information/emergency/>

■Multilanguage Disaster Prevention Leaflet

Japan has a lot of earthquakes.

The leaflet tells you what you must do when an earthquake occurs.

It is available free of charge.

The leaflet can be downloaded from the City of Yokohama homepage.

<http://www.city.yokohama.lg.jp/lang/en/>

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kokusai/multiculture/disast/>

■Yokohama official visitors' guide

<http://www.welcome.city.yokohama.jp/eng/convention/>

<http://www.welcome.city.yokohama.jp/ja/yccb/glossary/>

お問合せ先

にぎわいスポーツ文化局観光MIC振興課

電話番号 045-671-4248 FAX番号 045-663-6540

(6) 廃棄物の処理に関すること

住宅宿泊事業で出るごみは事業系ごみとなります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び横浜市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例で、事業者は事業系ごみを自らの責任において適正に処理しなければならないと定められています。事業系ごみは一般廃棄物と産業廃棄物に分類されるため、それぞれの廃棄物の収集運搬や処分の許可を受けた業者に委託し処理してください。

事業系一般廃棄物、産業廃棄物に関する問合せは次の問合せ先までご相談ください。

◇横浜市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧



◇産業廃棄物処理業者名簿



◇事業系ごみのごみと資源の分け方



**家庭から出るごみの
集積場所には出せません！**



横浜市資源循環局
マスコット「イーオ」

お問合せ先

資源循環局事業系廃棄物対策課

電話番号 045-671-3818 FAX番号 045-663-0125

3 住宅宿泊事業開始後に必要なこと

(1) 周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明

以下の事項を宿泊者に対して説明・注意喚起してください。

① 騒音の防止のために配慮すべき事項

大声での会話を控えること、深夜に窓を閉めること、バルコニー等屋外での宴会を開かないこと、届出住宅内は楽器を使用しないこと等、届出住宅及びその周辺地域の生活環境に応じ適切な内容を説明すること。

② ごみの処理に関し配慮すべき事項

宿泊者が届出住宅内で排出したごみは、事業系ごみとして扱います。原則、事業者が収集し適切に処理する必要があります。事業者は宿泊者に、廃棄物の分別方法等に沿って、事業者の指定した方法（届出住宅内の適切な場所にごみを捨てること等を含む。）により捨てることなどを説明すること。

③ 火災の防止のために配慮すべき事項

ガスコンロの使用のための元栓の開閉方法及びその際の注意事項、初期消火のための消火器の使用方法、避難経路、通報措置等、届出住宅及びその周辺地域の生活環境に応じ適切な内容を説明すること。

④ その他配慮すべき事項

過去の苦情内容を踏まえ、届出住宅の利用にあたって特に注意すべき事項を説明すること。

(2) 苦情等への対応

以下のように対応してください。

- ① 深夜早朝を問わず、常時、応対又は電話により対応すること。
- ② 宿泊者が滞在していない間も、苦情、問合せについては対応すること。
- ③ 誠実に対応すること。例えば、回答を一時的に保留する場合であっても、相手方に回答期日を明示した上で後日回答する等の配慮をすること。
- ④ 滞在中の宿泊者の行為により苦情が発生している場合において、当該宿泊者に対して注意等を行っても改善がなされないような場合には、現場に急行して退室を求める等、必要な対応を講じること。また、住宅宿泊管理業務の委託を受けた住宅宿泊管理業者が退室を求める場合には、宿泊契約の解除の権限をあらかじめ委託者から得ておくこと。
- ⑤ 苦情及び問合せが、緊急の対応を要する場合には、必要に応じて警察、消防、医療機関等の然るべき機関に連絡したのち、自らも現場に急行して対応すること。

(3) 横浜市長への定期報告

届出住宅ごとに、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の15日までに、それぞれの月の前2月における以下事項について、原則民泊制度運営システムを利用して報告してください。なお、宿泊実績が無い場合でも報告が必要です。

- ① 届出住宅に人を宿泊させた日数
- ② 宿泊者数（実際に届出住宅に宿泊した宿泊者の総数）
- ③ 延べ宿泊者数（実際に届出住宅に宿泊した宿泊者について、1日宿泊するごとに1人と算定した数値の合計（例 宿泊者2人が3日宿泊した場合：6人））
- ④ 国籍別の宿泊者数の内訳

お問合せ先

医療局生活衛生課

電話番号 045-671-2447 FAX番号 045-641-6074

(4) 確定申告又は住民税の申告に関するご相談

個人が住宅宿泊事業により収入を得た場合、税務署への確定申告が必要となる場合があります（確定申告が不要である場合でも住民税の申告を要する場合があります。）。申告についてのご相談は、次の問合せ先まで連絡してください。

お問合せ先

居住区を所管する税務署、居住区の区役所税務課市民税担当

区	税務署 電話番号	区	税務署 電話番号
鶴見	鶴見税務署 045-521-7141	保土ヶ谷	保土ヶ谷税務署 045-331-1281
神奈川	神奈川税務署 045-544-0141	旭	
港北		瀬谷	
西	横浜中税務署 045-651-1321	緑	緑税務署 045-972-7771
中		青葉	
南	横浜南税務署 045-789-3731	都筑	戸塚税務署 045-863-0011
港南		戸塚	
磯子		栄	
金沢		泉	

区	税務課市民税担当 電話番号 FAX 番号	区	税務課市民税担当 電話番号 FAX 番号	区	税務課市民税担当 電話番号 FAX 番号
鶴見	045-510-1711 045-510-1894	神奈川	045-411-7041 045-323-1369	西	045-320-8341 045-320-1713
中	045-224-8191 045-224-8213	南	045-341-1157 045-341-1242	港南	045-847-8351 045-841-1596
保土ヶ谷	045-334-6241 045-332-7489	旭	045-954-6041 045-954-0948	磯子	045-750-2351 045-750-2536
金沢	045-788-7744 045-788-8602	港北	045-540-2264 045-540-2288	緑	045-930-2261 045-930-2286
青葉	045-978-2241 045-978-2414	都筑	045-948-2261 045-948-2277	戸塚	045-866-8351 045-865-4592
栄	045-894-8350 045-893-9146	泉	045-800-2351 045-800-2509	瀬谷	045-367-5651 045-362-8349

(5) 固定資産税（償却資産）に関すること

住宅宿泊事業等の事業のために用いている構築物（塀・フェンス・舗装路面など）器具・備品（ルームエアコン・冷蔵庫・洗濯機など）等の固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税の対象となります（住宅宿泊事業と家庭用とに共用している資産も含みます。）。

住宅宿泊事業をされている方で償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在に所有する資産について、1月末日までに申告していただく必要があります。



◇償却資産の詳細については、「償却資産のページ」をご覧ください。

お問合せ先

横浜市償却資産センター
電話番号 045-671-4384 FAX番号 045-663-9347

(6) レジオネラ症防止対策に関すること

「横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱（以下「要綱」という。）」では住宅宿泊事業を行う施設で追い炊き機能付き浴槽や非加熱式加湿器等の対象となる設備を有する場合、要綱で定める「レジオネラ症を防止するための技術的管理指針」に従い、設備の適切な管理をお願いしています。

レジオネラ症はレジオネラ属菌を含む小さな水しぶき（エアロゾル）を吸入することが原因で起こる感染症です。肺炎型は病状の進行が早く、重症化する場合もあるため注意が必要です。

レジオネラ属菌は川の水や土の中など自然環境中に生息していますが、比較的温かい水の中で増殖しやすいため、特に温水が滞留する箇所がある設備については適切な管理が重要です。

詳細については、本市ホームページを確認してください。

◇レジオネラ症の防止対策に関する情報（建築物衛生法ページ内）



お問合せ先

医療局生活衛生課
電話番号 045-671-2447 FAX番号 045-641-6074

令和7年4月改訂 横浜市医療局生活衛生課 TEL 045-671-2447
FAX 045-641-6074